

本局関係各課長 殿  
道路関係事務所長 殿

道路部長  
(公印省略)

令和2年度の路上工事の抑制について（通知）

標記について、下記のとおり実施することとしたので通知する。  
また、占用工事等についても同様の扱いとするので、関係機関へ周知・徹底するとともに、来年度工事の施行計画の参考とされたい。

記

1. 工事抑制対象工事

供用中の直轄国道に係る車線規制を伴う全ての工事。  
ただし、災害復旧・損傷復旧・路面陥没補修・除雪等で交通の安全確保のため緊急を要する工事及び作業は除外とする。

2. 対象地域

中部地方整備局の管理区間全域

3. 工事抑制期間

- (1) ゴールデンウィークの期間  
令和2年4月25日(土)～令和2年5月6日(水)
- (2) 夏季観光及び帰省ラッシュの期間  
令和2年8月8日(土)～令和2年8月16日(日)
- (3) 年末年始の休日等の期間  
令和2年12月26日(土)～令和3年1月3日(日)
- (4) 年度末の期間  
令和3年3月1日(月)～令和3年3月31日(水)

4. 「3. (1)～(4)」以外の期間で全面通行止めを伴う工事の抑制

期 間：土曜日、日曜日と祝日が連続する期間  
対象地域：管理区間全域

2 東 建 号 外  
令和2年4月1日

各 占 用 者 様

愛知県東三河建設事務所長  
(公 印 省 略)

令和2年度における道路工事の抑制及び工事実施時期の平準化  
について (通知)

このことについて、令和2年度における本県管理道路の道路工事の抑制を下記のとおり実施しますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

また、道路利用者や沿道住民等からの苦情の対応として、交通規制を伴う道路工事については、工事実施時期の平準化に取り組んでください。

記

1 年末年始の道路工事の抑制

(1) 対象工事

全ての道路工事 (県発注工事含む)

(2) 抑制期間

ア 新規工事

令和2年12月19日 (土) から令和3年1月3日 (日) まで

イ 継続工事

令和2年12月26日 (土) から令和3年1月3日 (日) まで

(3) 抑制の内容

新規工事は着手しないこととし、継続工事は中断すること。

(4) 抑制から除外する工事

ア 緊急工事

イ 経常的な維持補修工事

ウ 沿道サービス確保のため必要な工事

エ 各建設事務所の道路占用連絡会議において調整された工事